

甲府市運動部活動に係る方針

1 ねらい

生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を目指す。また、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにするため、スポーツ庁及び山梨県教育委員会が作成した運動部活動に係るガイドラインに則り、望ましい部活動の環境を構築し、学校の実態に応じて最適な形で部活動が実施されることをねらいとする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 校長の取組

● 「運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表する

本方針に沿って各校独自の活動方針を策定し、PTA総会等で公表する。

● 顧問の複数配置や、適正な数の運動部活動設置を目指す

(2) 運動部顧問・部活動指導員の取組

● 「年間活動計画」「月の活動計画」「活動実績」を作成する (校長に提出)

● 科学的トレーニングを積極的に導入する

● 休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫する

科学的トレーニングの導入、休養や短時間で効果的な指導については、外部指導者も同様に取り組むこととする。

3 適切な休養日等の設定

● 週当たり2日以上以上の休養日を設定する

平日に1日、土曜日及び日曜日にも1日以上を休養日とする。ただしシーズン期(教育内大会4週間前)の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。

● 1日の活動時間は原則、平日2時間程度、休業日3時間程度とする

※校長は、各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表するとともに、各運動部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

※長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

4 参加する大会や練習試合等の見直し

● 参加する大会等の見直しを行う

● 参加する大会等を年間活動計画に位置付ける

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

● 生徒の多様なニーズに応じた運動部活動の設置を検討する

新たに運動部活動を創部する場合には、生徒・教員数の動向、生徒や保護者の意向、継続的な運営について十分に検討する。

● 複数校合同チームや合同練習などの取組を推進する

部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることがないよう配慮する。